

橋本市告示第 179 号

令和 8 年 6 月 29 日付けで専決処分した令和 8 年度橋本市補正予算の要領を、
地方自治法第 219 条第 2 項の規定に基づき公表する。

なお、公表は、下記の図書を総務部総務課等において閲覧に供するほか別に
定める方法により行う。

令和 8 年 9 月 3 日

橋本市長 平木 哲朗

記

1 令和 8 年度橋本市一般会計補正予算(第 4 号)